

# 保険料(税)について

こくほに加入すると、国民健康保険料(税)を納める必要があります。

国民健康保険料(税)は、医療分と後期高齢者支援金分(支援金分)の合計ですが、40歳以上64歳以下の方は、介護保険の保険料(介護分)も、国民健康保険料(税)と一緒に納めます。

## 国民健康保険料(税)の内訳

**医療分** + **支援金分** + **介護分**

皆さんの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付費にあてられます。

後期高齢者医療の医療費にあてられます。

介護給付費にあてられます。

## ●年齢別の保険料(税)の内訳

### 40歳未満の方

**医療分** と **支援金分** を合わせた額を納めます。

介護保険の被保険者ではないため、介護分はありません。

### 40歳から64歳までの方

(介護保険第2号被保険者)

**医療分**、**支援金分** 及び **介護分** を合わせた

額を納めます。

### 65歳以上の方

(介護保険第1号被保険者)

**医療分** と **支援金分** を合わせた額を納めます。

介護保険料は、国民健康保険料(税)とは別に納めます。